

社会保険

あいち

〇-----
とじて保管しましょう
-----〇



東山動植物園の紅葉(名古屋市)

《今月の主な内容》

- ご家族の方が扶養認定を受ける場合の添付書類の一部が変わりました
- 11月は「ねんきん月間」11月30日(いいみらい)は「年金の日」です！
- ご担当者様の登録はお済みですか けんぽ委員
- コラム ～日本の健康・世界の健康～
- 「社会保険事務講習会」開催のお知らせ
- 職場の研修・健康づくりにDVDをご利用ください！

〔 事業所の名称や所在地を変更されました際には、「事業所名称・所在地等変更届」を愛知県社会保険協会へご提出くださいますようお願いいたします。〕

〔 なお、届書の様式は愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております。〕

No. **530**

2018年11月

(隔月発行)

職場内で回覧しましょう

ご家族の方が扶養認定を受ける場合の 添付書類の一部が変わりました

平成30年10月1日以降に日本年金機構で受け付ける「健康保険被扶養者（異動）届」について、添付書類の取扱いが変更になりました。

1 認定事務の変更について

- 厚生労働省より、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、申立てのみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行うよう、事務の取扱いが示されたことから、届出に際して、次の一覧に基づく書類の添付をお願いするものです。
- なお、一定の要件を満たした場合には、書類の添付を省略することが可能となります。

2 添付書類の変更及び添付書類の一部省略

- 扶養認定を受ける方の続柄や年間収入を確認するため次の一覧のうち、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは項番1・2を、別居しているときは項番1・2・3を添付してください。
- 詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

〈添付書類一覧〉

項 番	添付書類	目 的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ※1 (提出日から90日以内に発行されたものを提出してください)	続柄の 確認	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の 確認	・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき ※3 ・16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合…預金通帳等の写し ・送金の場合…現金書留の控え(写し)		・16歳未満のとき ・16歳以上の学生のとき

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。

(収入には公的年金も含まれます)

・60歳以上の方 ・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受給金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

* 被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求めることがあります。

健康保険・厚生年金保険の被保険者の 氏名変更・住所変更の手続きが変わりました

マイナンバーを活用した行政手続きの簡素化及び事業主の事務負担軽減を図るため、平成30年3月から日本年金機構への被保険者の氏名変更届・住所変更届の提出が原則不要となりました。

氏名変更の手続きはどのように変わりますか？

被保険者の皆様の氏名・住所の変更情報については、日本年金機構がマイナンバーを活用して、地方公共団体システム機構に変更情報の照会を行い、協会けんぽに情報提供を行います。

協会けんぽでは、日本年金機構より提供を受けた変更情報をもとに氏名変更による新たな保険証を発行し、事業主の皆様へ送付いたします。

古い保険証はどうすればいいの？

それまでお使いになられた保険証につきましては、新しい保険証と交換していただくことになります。旧保険証についてはお手数ですが、事業主を経由して日本年金機構までご返送くださいますよう、ご協力をお願いします。



家族(被扶養者)分の氏名変更届も不要になるのですか？

被扶養者については、氏名変更の届出省略は行われないため、引き続き届書の提出が必要になります。

●11月は 「ねんきん月間」 ●11月30日(いいみらい)は 「年金の日」 です！

日本年金機構では、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」として、さらに11月30日(いいみらい)を「年金の日」として、公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を行っています。

この機会に「ねんきんネット」に登録いただきますよう、従業員の皆さまへ周知をお願いします。

「ねんきんネット」への登録をお勧めしています！

☆24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、最新の年金加入記録を確認できます！

- 厚生年金保険加入記録（加入月数・資格取得・喪失年月日やお勤め先の名称等）の確認
- 国民年金加入記録（加入月数・各月の納付状況・納付可能な月等）の確認

☆将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算できます！

- 現在加入中の年金制度で60歳まで保険料を納付した場合の簡易な試算
- 今後の職業や収入について質問に答える形でより詳細な試算

☆平成30年3月から、機能を追加し、さらに便利になりました！

- 共済組合等に参加していた記録についても「ねんきんネット」で確認することができます。
- 各種通知書について「ねんきんネット」から再交付申請を行うことができます。

詳しくはWEBで！

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

けんぽ委員

未登録で

損

してるかも!



けんぽ委員とは、社会保険の事務ご担当者様をサポートするための登録制度です。
協会けんぽでは**けんぽ委員様限定**でさまざまなサービスをご用意しています。

登録すると受けられるサービス!!

登録無料

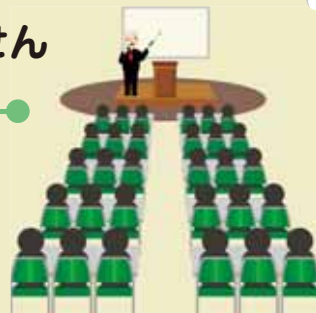
強制参加の行事等はありません

手続きに役立つ
冊子がもらえる!



制度や申請書の記入
方法がわかる冊子を
お届け

講座・セミナー
の先行予約!



次の開催予定

- 1 月: **退職**事務手続き研修会
- 2 月: **出産**事務手続き研修会

参加は
もちろん無料!

3つのスポーツクラブで
優待が受けられる!



社員はもちろん
ご家族も!

優待の一例

アクトスなら

ビジター料金(1回利用)
4,000円(税別)→**1,500円(税別)**

ルネサンスなら

月会費
13,300円(税別)→**7,800円(税別)**

ジョイネスなら

月会費
2か月無料 ※1年間在籍できる方

**メルマガで
最新情報を配信**



- 広報誌
- 開催した講座の資料
- スポーツクラブ優待

「使ってみたい」が1つでもあれば今すぐ登録!
ご登録用紙を記入してFAXするだけ。

ご登録用紙は
5ページ





ご登録用紙

↑FAX

052-856-1491

**ご担当者様の登録は
こちらをFAXするだけ**

けんぽ委員

枠内をご記入ください

社判の押印でかまいません

■事業所所在地 ■事業所名 ■事業主名 ■電話番号	
登録者の氏名 ふりがな	保険証記号－番号 記号 番号
メールアドレス	@
☐ 利用規約に同意のうえ申し込みます(左の☐にチェック✓)	

メールマガジンで利用上の注意事項（利用規約）

全国健康保険協会では、メールマガジン配信サービス（以下「本サービス」という）の運営に必要な範囲で、本サービスをご利用される皆様の情報の登録を頂いております。

本サービスにおける登録情報の取扱い等につきましては、以下のとおりですので、登録にあたっては、あらかじめ以下の事項をお読みいただき、ご了承のうえ登録をお願いします。

なお、本サービスはその内容により HTML 形式の場合や、テキスト形式でも文字数が多い場合があります。すべての携帯電話での受信に適した形式で配信しておりません。ご登録の際は、パソコンのメールアドレスをご利用ください。

1. 本サービスは、外部の配信業者に委託して行っています。
2. 本サービスは無料（通信料金は除く）でご利用になれます。
3. 全国健康保険協会では、本サービスにご登録頂いた情報について、漏えい、紛失、破壊、不正アクセスおよび改ざん等を防止するために必要な措置を講じています。本サービスの運営は外部に委託していますが、委託先においても収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じています。
4. 登録頂いた情報は、本サービスを円滑に運営するための参考として使用します。なお、メールアドレスについては、メールマガジンの配信のために使用します。
5. 全国健康保険協会では、法令に基づき提供することが義務づけられていると解される場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、収集した情報を本サービスの運用以外の目的のために自ら利用し、または第三者に提供いたしません。ただし、統計的に処理された当サイトアクセス情報、利用者属性等の情報については公表することがあります。

6. 本サービスでは、メールマガジンを配信するため、メールアドレスの入力を必要としますが、これ以外に個人を識別することができる情報は収集していません。なお、本サービスの登録は、登録者ご本人の意思により何時でも解除が可能です。また、情報の変更・訂正も可能です。
7. 本サービスでは、ウイルス防止のためファイルの添付は行いません。（添付ファイルのついたメールは偽物です。）
8. 万一、内容が不審なメールマガジンを受信した場合は、全国健康保険協会ホームページに掲載のバックナンバーと対比してください。
9. メールマガジンの配信については、回線上的問題（メールの遅延、消失）等により届かなかった場合、もしくは文字化けが生じた場合等でも再送信はいたしません。全国健康保険協会のホームページに掲載のバックナンバーをご覧ください。
10. 本サービスは、全国健康保険協会の都合により、「全国健康保険協会ホームページ」において予告した後に中止、延期又は廃止することがあります。
11. 全国健康保険協会は、本サービスの利用、運用の中止、延期又は廃止等により発生する一切の責任を負いません。
12. 登録されたメールアドレスへの配信が連続5回にわたり未着エラーとなった場合、登録メールアドレスは無効として以降の配信を停止します。
13. 原則として、配信されたメールマガジンのメールアドレスへの返信でのご意見、ご要望はお受けできません。
14. 本注意事項については必要に応じて改訂する場合があります。改訂の場合は「全国健康保険協会ホームページ」でお知らせします。

重要

**「傷病手当金」など
年末の健康保険の給付金
申請書の提出はお早めに**

年内に
お支払できる
目安



受付分まで

協会けんぽの紙面(4, 5ページ)についてのお問い合わせはこちら



全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

TEL052-856-1490(代表)

●受付時間 午前8:30～午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのものです。

健康保険組合の加入者様は、内容が異なる場合があります。



手続きは郵送をお願いします。

ホームページはこちらから

協会けんぽ 愛知

検索





～日本の健康・世界の健康～

糖 分

名古屋大学大学院医学系研究科 国際保健医療学・公衆衛生学 講師 江 啓 発

「糖分」と聞くと、何を思い浮かべるだろうか。ダイエットの敵、肥満や糖尿病を始めとした生活習慣病を引き起こす悪の親玉といったイメージを持つ方もいるのではないだろうか。実はこの「糖分」という言葉の学術的な定義はない。「糖分」と似たような言葉には、「糖類」「糖質」「炭水化物」が挙げられる。これらは栄養学の分類で用いられている用語である。一般的に「糖分」とは、日常会話で「糖質」を指す際などに使われていると思われる。

ここで、炭水化物とその内訳を例に糖質と糖類を考えてみたい。炭水化物は生命活動を維持するために必要なエネルギー源を提供する、たんぱく質、脂質と並ぶ3大栄養素の一つである。炭水化物は、人間の体が消化できずエネルギー源にはなりにくい「食物繊維」と体内に消化・吸収される「糖質」に分類される。「糖質」には、多糖類（デンプンなど）、糖アルコール（甘味料など）と「糖類」が含まれる。「糖類」とは、単糖類（ブドウ糖、果糖など）と二糖類（しょ糖＝砂糖など）の総称である。体への吸収が早く、血糖値を急激に上昇させることから、健康への影響が大きいといわれている。国際的に問題視されているのは、食品への添加糖類（added sugars）である。

世界保健機関（WHO）は1989年に初めて、添加糖類は1日の総エネルギーの10%未満の摂取量を推奨し、その後、2002年には糖類摂取に関するガイドラインを発表した。また、2015年3月には、新たな指針案（「成人及び児童の糖類摂取量」）を打ち出した。それまでの推奨値を半減させ、添加糖類は1日の総摂取量の5%程度までとした。5%程度という基準に摂取量を抑えられれば、健康効果はさらに向上すると示されている。この案を基に推算すると、次のようになる。まず、普通体形の成人の1日あたりの砂糖摂取量は25g程度までが望ましい。25gとは、筆者が商品に記載された栄養表示をざっと調べた限りでは、缶コーヒー 2本分程度である。炭酸飲料1缶（350ml）には、約40g程度の砂糖が含まれているようだ。炭酸飲料を1缶飲めば、1日の砂糖摂取量は軽く超えてしまう。

添加糖類の消費量は国・地域や年齢層によってばらつきがある。2015年WHOの報告によると、例えばヨーロッパ諸国の場合、成人はエネルギー総摂取量の7～8%（ハンガリー、ノルウェー）から16～17%（スペイン、イギリス）の範囲にあり、児童はこれよりさらに跳ね上がった数値の12%（デンマーク、スロベニア、スウェーデン）から25%（ポルトガル）である。

主だった世界の動きを見てみると、オーストラリアでは、2018年に、食品製造業界は2020年までに糖類の添加量をこれまでの10%減らし、5年後の2025年までには、さらに10%減らすよう政府の要請を受けた。

イギリスは、2020年までに子どもの糖類摂取量を20%減らすという目標を掲げ、2018年4月からは、糖

類を多く含む清涼飲料水を生産・輸入する企業に課税する、通称「砂糖税」を導入した。対象は、100mlあたり5g以上を含む商品で、8g以上はさらに高い税率がかけられる。

フランスでは、すでに2012年から砂糖添加清涼飲料水に一律課税が導入され、現在、添加量によって税率を上げる法案修正の検討が行われている。

2014年、米国食品医薬品局（FDA）は、最新の科学的根拠に基づき、20年ぶりに栄養成分表示を大幅に改定する案を固めた。カロリー表示を改訂する以外に、添加糖類（added sugars）の項目を追加した。食品原料に天然に含まれる糖類のほか、加工過程で人工的に添加された糖類の量を表示することが定められ、2018年7月から、正式に実施されている。アジアの周辺国でも、台湾では、2015年に、市販の加工食品に糖類の総含有量の表示が義務付けられた。

以上のように添加糖類への取り組みを行う国に日本は含まれていない。現在に至るまで、日本人の糖類摂取量の測定は困難であるとして、基準の設定が見送られてきた。つまり、糖類による日本人の健康への影響のみならず、摂取量の実態ですら、未だ明らかになっていないのである。そのため、日本人の食事摂取基準（2015年版最新）には、炭水化物の摂取目標量（総エネルギー摂取の50～65%）は明記されているが、糖類の摂取基準は示されていない。食品の栄養成分表示にも、糖類の記載は義務ではない。

今後、日本人が糖類をどのように適切に摂取していくのかを知るためには、糖類の目標設定に資する研究調査をさらに進める必要があると思われる。また、国民の「知る権利」や消費者の「知らされる権利」を保障する観点から、加工食品に「糖類」の成分表示を義務化する施策が検討されるべきである。

Nutrition Facts		營養標示	
8 servings per container		每一份量 150克	
Serving size 2/3 cup (55g)		本包裝含 12份	
Amount per serving		每份 每100公克	
Calories 230		熱量	63.6 大卡 55.7 大卡
Total Fat 4g		蛋白質	3.1 公克 2.1 公克
Saturated Fat 1g		脂肪	0.0 公克 0.0 公克
Trans Fat 0g		飽和脂肪	0.0 公克 0.0 公克
Cholesterol 0mg		反式脂肪	0.0 公克 0.0 公克
Sodium 10mg		碳水化合物	17.8 公克 11.9 公克
Total Carbohydrate 37g		糖	0.0 公克 0.0 公克
Dietary Fiber 4g		鈉	1.4 毫克 1.0 毫克
Total Sugars 10g		營養成分表示	
Includes 10g Added Sugars		1/パック13枚(標準50.7g)当たり	
Protein 3g		エネルギー	254 kcal
Vitamin D 20mcg		たんぱく質	3.8 g
Calcium 200mg		脂 質	12.1 g
Iron 10mg		炭水化物	32.4 g
Potassium 200mg		食塩相当量	0.7 g

各国の規定による最小限の栄養成分表示の例。アメリカ（左）では、Total Sugars（糖類）の項目内にAdded Sugars（添加糖類）を表示しなければならない。台湾（右上）では、糖（糖類）の表示が義務化されている。日本（右下）は、糖類の項目は設けられておらず炭水化物のみが表示されている。

1 「スキーリフト補助券」発行のご案内

下記施設のスキーリフト1日券の購入補助券を発行します。

スキー場施設名	所在地
① ダイナランド	岐阜県郡上市高鷲町西洞 3035-2
② 高鷲スノーパーク	岐阜県郡上市高鷲町西洞 3086-1
③ ひるがの高原スキー場	岐阜県郡上市高鷲町ひるがの 4670-75
④ めいほうスキー場	岐阜県郡上市明宝奥住水沢上 3447-1
⑤ 治部坂高原スキー場	長野県下伊那郡阿智村浪合 1192
⑥ ヘブンスのほら Snow World	長野県下伊那郡阿智村智里 3731-4
⑦ 駒ヶ根高原スキー場	長野県駒ヶ根市赤穂 5-879
⑧ 鹿島槍スキー場	長野県大町市平 20490-4

- ◆補助金額 上記施設のスキーリフト1日券購入料金の一部を補助します。(詳細はホームページをご覧ください。)
- ◆利用期間 ①～⑦の施設はスキー場のオープンの日から平成31年3月3日(日)まで(ただし④の施設は2月28日(木)まで)
⑧の施設は平成30年12月22日(土)から平成31年3月17日(日)まで
- ◆発行枚数 3,000枚 ※発行枚数に達したときは、受付を締め切らせていただきます。(ホームページにその旨掲載いたします。)



2 「アイススケート滑走料補助券」発行のご案内

下記施設のアイススケート滑走料の補助券を発行します。

スケート場施設名	所在地
① 邦和スポーツランド	名古屋市港区港米 1-8-23
② 一宮市スケート場	一宮市松降 1-9-21
③ あさひが丘スケートリンク	西尾市東幡豆町洲崎山 147-2

- ◆補助金額 上記施設のアイススケート滑走料金の一部を補助します。(詳細はホームページをご覧ください。)
- ◆利用期間 平成30年12月8日(土)から平成31年3月3日(日)まで(ただし③の施設は2月24日(日)まで)
- ◆発行枚数 1,500枚 ※発行枚数に達したときは、受付を締め切らせていただきます。(ホームページにその旨掲載いたします。)



3 「いちご狩り利用補助券」発行のご案内

下記施設のいちご狩り利用補助券を発行します。

いちご狩り施設名	所在地
① マルカ農園	田原市池尻町精進川 60
② 南知多グリーンバレイ いこいの農園	知多郡南知多町内海打越 39-1
③ アグリス浜名湖	静岡県浜松市西区平松町 2014-1

- ◆補助金額 上記施設のいちご狩り利用料金の一部を補助します。(詳細はホームページをご覧ください。)
- ◆利用期間 平成31年1月12日(土)から平成31年3月3日(日)まで
- ◆発行枚数 6,000枚 ※発行枚数に達したときは、受付を締め切らせていただきます。(ホームページにその旨掲載いたします。)



※上記①～③のそれぞれの補助券について

- ◆申込資格 平成30年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者
- ◆1事業所の交付枚数
事業所の規模(被保険者数)に応じ、右記の表のとおり上限枚数を設定させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

事業所規模 (被保険者数)	上限枚数
1～99人	10枚
100～499人	20枚
500～999人	30枚
1,000人以上	40枚

※申込方法(申込書様式)、補助金額等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。
(ご依頼の際、必要な申込書の種類と貴事業所のFAX番号を必ず記入してください。)

下呂温泉・ぎふ長良川温泉・昼神温泉郷 「温泉宿泊助成券」発行のご案内

愛知県社会保険協会が契約している下呂温泉・ぎふ長良川温泉・昼神温泉郷の各旅館にご宿泊の際、「助成券」を利用すると**1泊につき500円割引(他の割引や特別料金との併用可)**となります。

平成30年3月にご案内いたしましたが、引き続き会員事業所の皆様方のお申し込みをお待ちしております。
なお、下呂温泉のお申込期限は平成30年12月14日到着分まで、ご利用は平成30年12月31日宿泊分までです。お早めにお申込みください。

申込方法等詳しくは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

受講者募集! 「社会保険事務講習会」開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記の日程で社会保険事務講習会を開催いたします。

新しく社会保険に加入されました事業所の方、社会保険事務担当者が交代されました事業所の方など、受講をご希望の皆様のお申し込みをお待ちしております。

◆開催日時・会場 各会場とも午後2時開始、午後4時15分終了予定（受付：午後1時30分から）

開催月日	会 場	所 在 地	定員(名)
1月16日(水)	愛知県産業労働センター（ウインクあいち）中会議室1103	名古屋市中村区名駅4-4-38	70
1月17日(木)	愛知県産業労働センター（ウインクあいち）中会議室1103	名古屋市中村区名駅4-4-38	70
1月18日(金)	愛知県産業労働センター（ウインクあいち）中会議室1103	名古屋市中村区名駅4-4-38	70
1月21日(月)	瀬戸商工会議所 301会議室	瀬戸市見付町38-2	30
1月22日(火)	豊橋商工会議所 401会議室	豊橋市花田町字石塚42-1	50
1月23日(水)	尾張一宮駅前ビル（i-ビル）大会議室	一宮市栄3-1-2	80
1月24日(木)	栄ガスビル 5階 キングルーム	名古屋市中区栄3-15-33	90
1月25日(金)	アイプラザ半田 研修室	半田市東洋町1-8	60
1月28日(月)	岡崎商工会議所 5階 特別研修室	岡崎市竜美南1-2	40
1月29日(火)	刈谷市総合文化センター（アイリス）401・402研修室	刈谷市若松町2-104	80
1月30日(水)	豊川商工会議所 第1・第2会議室	豊川市豊川町辺通4-4	40
2月1日(金)	豊田市福祉センター 42会議室	豊田市錦町1-1-1	30

講習会は各会場とも同じ内容で行いますので、ご都合のよい日をお選びのうえお申し込みください。

◆講習内容

1. 社会保険制度の仕組みについて
2. 健康保険・厚生年金保険の適用、保険料について
3. 健康保険給付の手続きについて

◆講 師

日本年金機構 職員
全国健康保険協会愛知支部 職員

◆申込資格

- 平成30年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の方
- 平成30年2月21日から平成30年8月20日までの間に新規適用となった事業所の方

上記以外の方はお申し込みできません。

◆受講料 無料

◆申込期限 各会場とも開催日の1週間前まで

※先着順とさせていただきますので、お早めにお申し込みください。（1事業所2名様まで）

※定員に達した場合は、申込期限前であっても受付を締め切らせていただきます。

（ホームページにその旨掲載いたします。）

※申込方法（申込書様式）等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX（052-678-7334）にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。
（必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。）

職場の研修・健康づくりに DVD をご利用ください! 新作入荷

愛知県社会保険協会では、健康づくり事業の一環として、無料で健康に関するDVDの貸し出しを行っています。

DVDは全50タイトルあり、内容は生活習慣病予防・健康づくりのDVD、メンタルヘルスなど心の健康についてのDVD、最近なにかと話題になっているハラスメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ）についてのDVDを取り揃えています。皆さんの職場の研修や健康づくりに、ぜひ活用してください。

なお、一度の貸し出しは2タイトルまで、貸出期間は2週間以内です。貸し出しを希望される場合は、愛知県社会保険協会までFAX（052-678-7334）でお申し込みください。

◆申込資格 平成30年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所

※DVDの内容、申込方法（申込様式）等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX（052-678-7334）にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。
（必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。）



社会保険 あいち No.530

— 平成30年11月発行 —

記事提供：日本年金機構大曾根地域代表年金事務所
全国健康保険協会愛知支部
発 行：一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022
名古屋市中村区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階
☎ 052-678-7330 URL <http://www.shaho-aichi.jp/>